フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援事業補助金交付要領

（趣旨）

第１条　不登校児童生徒等それぞれが安心して学びを継続するとともに、他者との交流を通して社会的自立につなげていけるよう、対象のフリースクールを利用している不登校児童生徒等がいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することとし、その補助金の交付については、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号）及び教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象世帯）

第２条　補助金の交付の対象となる世帯は、県内公立小中学校若しくは県立学校（通信制は除く。）に在籍する児童生徒、又は県立学校を中退して在籍がない、若しくは県内公立中学校を卒業後進路が決定していない高校生年代の者で、第 14 条の規定による決定を受けたフリースクール（以下「対象フリースクール」という。）を利用（学習塾としての利用は除く。）しようとするものがいる県内に住所がある世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1)　生活保護を受けている世帯

(2)　就学援助を受けている世帯

(3)　保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

(4)　児童扶養手当を受給している世帯

（補助対象経費及び補助金額）

第３条　補助の対象となる費用は、前条に規定する児童生徒等の保護者が対象フリースクールに支払う月ごとの利用料（入学料、施設整備費、体験活動費の類を除く。）とする。

２　補助金額は、ひと月の利用料の２分の１の額（100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、１児童生徒等につき 15,000 円を上限とする。

３　月の中途において児童生徒等が対象フリースクールを入退所した場合も、当該月にかかる利用料の実費額の２分の１を補助することとし、15,000 円を上限とする。

（申請手続き）

第４条　補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、補助金受給資格確認申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる証明書類を添えて、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出する。

(1)　利用証明書（第２号様式）

(2)　次のアからエまでのいずれかの証明書類で、最新のもの

　ア　生活保護に係る被保護証明書（福祉事務所発行）

イ　就学援助に係る決定通知書（自治体発行）の写し
ウ　課税（非課税）証明書（自治体発行）
エ　児童扶養手当証書（自治体発行）の写し

（補助金受給資格者の決定）

第５条　教育長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）として決定する。

２　４月から６月までにおける第２条 (1) を除く前条の申請については、４月から受給資格者として取り扱い、７月以降の申請については、申請のあった月から受給資格者とする。

３　やむを得ない理由があると教育長が認めるときは、前項の規定に関わらず、７月以降の申請について、６月以前からの受給資格者とする。

４　教育長は、第１項の規定による審査結果を申請者に通知する。

５　教育長は、受給資格者が偽りその他不正な手段により、第１項の規定による決定を受けたことが判明した場合、当該決定を取り消す。

（学校及び対象フリースクールへの情報提供）

第６条　教育長は、前条第１項の規定による決定をしたときは、受給資格者の児童生徒が在籍する学校がある、市町教育委員会を通じて学校に対して、その旨について情報提供を行う。当該児童生徒が県立学校に在籍する場合は、学校に対して情報提供を行う。

２　教育長は、前条第１項の規定による決定をしたときは、受給資格者の児童生徒等が利用する対象フリースクールに対し、その旨について情報提供を行う。

（更新等の手続き）

第７条　受給資格者は、第２条各号に掲げる世帯に該当しなくなったときは、速やかに補助金受給資格廃止届（第３号様式）を教育長に提出しなければならない。

２　第４条第２号のうち提出した書類が更新されたとき、又は既に決定を受けた申請書の内容を変更したときは、速やかに補助金受給資格再確認申請書（第４号様式）に更新された書類を添付のうえ、教育長に提出しなければならない。

３　教育長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、審査結果を受給資格者に通知する。

４　教育長は、第２項及び前項の規定により、受給資格者だったものがその資格を失ったときは、その者が利用料を負担する児童生徒等が利用する対象フリースクールに対して情報提供を行う。

（補助金の交付申請及び請求）

第８条　受給資格者は、補助対象経費に係る補助金について、次の各号に掲げる期間

の区分に応じ、当該各号に定める期限内に、補助金交付申請書兼請求書（第５号様式）に教育長が別に定める書類を添えて、教育長に提出する。ただし、やむを得ない理由があると教育長が認めるときは、この限りでない。

(1)　４月１日から６月 30 日までの利用料　　期限：７月末日
(2)　７月１日から９月 30 日までの利用料　　期限：10 月末日
(3)　10 月１日から 12 月 31 日までの利用料　　期限：翌年１月末日
(4)　１月１日から３月 31 日までの利用料　　期限：４月末日

（交付の条件）

第９条　次に掲げる事項は、教育長が補助金の交付を決定する場合に附する条件となるものとする。

(1)　「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
(2)　暴力団排除要綱第８条第１項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び教育長に報告すること。

（補助金の交付）

第 10 条　教育長は、第８条の書類が提出されたときは、その内容を審査のうえ、交付又は不交付の決定をし、当該受給資格者に通知する。交付決定と同時に交付額の確定も行うこととし、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）があらかじめ指定した金融機関の口座へ補助金を振り込むものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 11 条　教育長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消す。

２　教育長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求める。

３　教育長は、前項のほか、交付決定者が第３条の利用料に関し他の補助金、助成金等その他類するものを受給しており、当該受給額と本補助金の交付額合計が利用料を超えるときは、当該超えた額について本補助金の返還を求めることができる。

（対象フリースクール）

第 12 条　対象フリースクールは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1)　不登校児童生徒等の将来の社会的自立をめざして、学習支援及び教育相談等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
(2)　事業実施の当該年度又は前年度に指導要録上、出席と認められている利用者がいること。
(3)　利用者が在籍する学校で授業をしている時間帯に不登校児童生徒等が通所して

いること。
(4)　利用者が安全安心に活動できるよう、複数の者が指導支援（学習支援や相談業務）に携わることができること。
(5)　利用料を明確にし、Ｗｅｂページ等で広く情報提供がされていること。
(6)　利用者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
(7)　政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
(8)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
(9) その他、教育長の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり現地調査に応じたりすること。

（対象フリースクールの申請）

第 13 条　対象フリースクールとしての決定を受けようとする者（以下「対象フリースクール申込者」という。）は、対象フリースクール申請書（第６号様式）と調査票（第７号様式）を添えて教育長に提出する。

（対象フリースクールの決定）

第 14 条　教育長は、前条に規定する対象フリースクール申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、適当と認められるときは、対象フリースクールとして決定する。

２　教育長は、前項の規定による審査結果を対象フリースクール申込者に通知する。

（対象フリースクールの変更、廃止及び休止）

第 15 条　対象フリースクールは、対象フリースクール申請書に記載した事項に変更（軽微な場合を除く）があったとき、又は、事業を廃止・休止したときは、速やかに対象フリースクール変更・廃止・休止届（第８号様式）を教育長に提出しなければならない。

（対象フリースクールの取消）

第 16 条　教育長は、対象フリースクールが第 12 条に規定する要件を満たさなくなったときは、第 14 条の決定を取り消す。

２　教育長は、対象フリースクールが偽りその他不正な手段により、第 14 条第１項の規定による決定を受けたことが判明した場合、当該決定を取り消す。

３　教育長は、前項の規定により決定を取り消したときは当該決定を取り消された者及びフリースクールを利用する受給資格者に通知する。

（その他）

第 17 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和６年５月１日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和７年３月 26 日から一部改訂し、令和６年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和７年４月７日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。令和６年度分の補助金については、なお従前の例による。